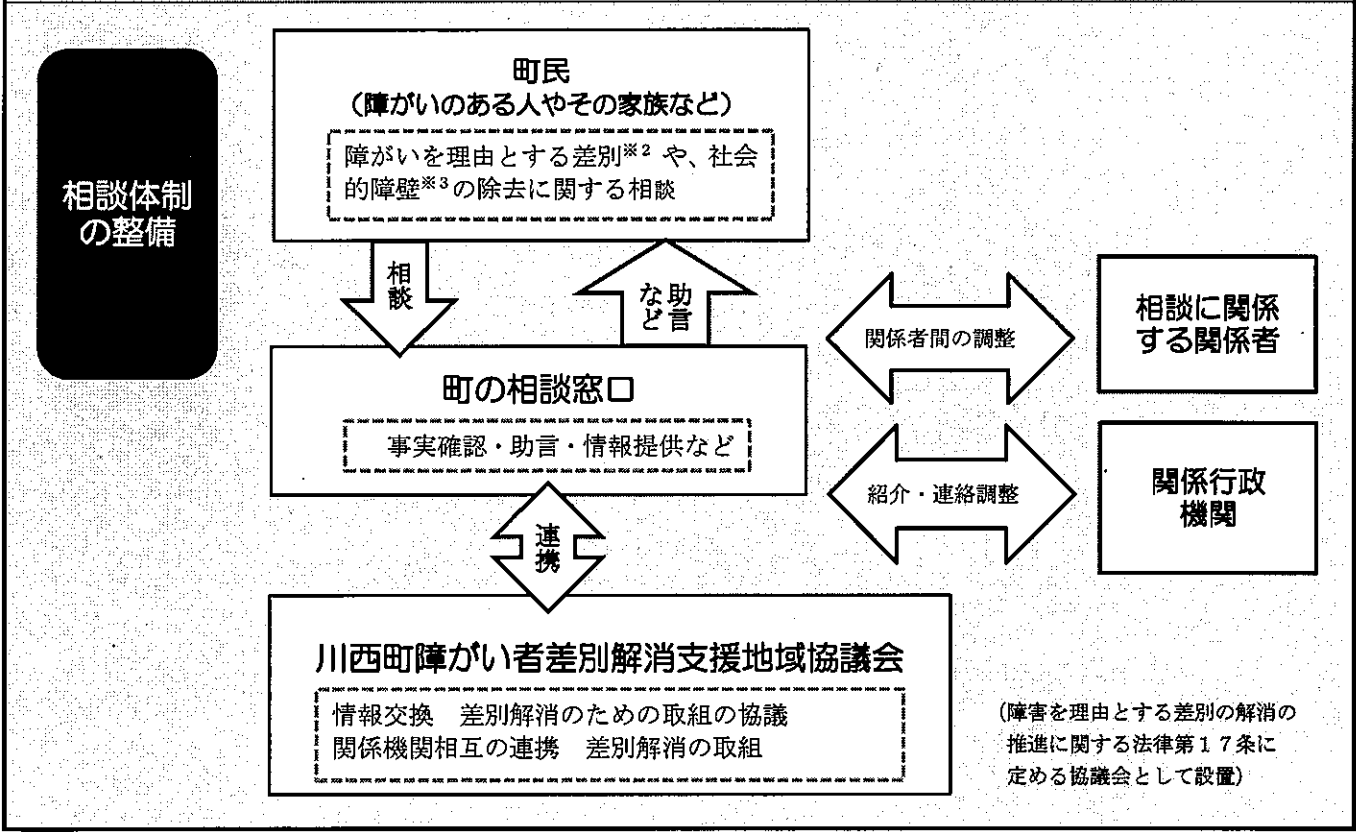
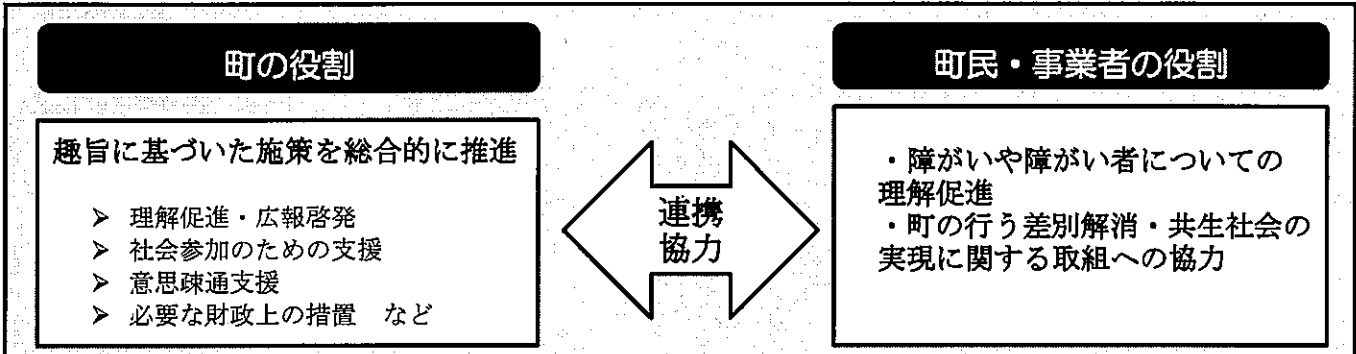


「川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の概要

趣旨

全ての町民が障がいや障がいのある人^{※1}に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図ることにより、障がいのある人もない人も共に生き生きと自分らしい生活を営み、人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指します。



用語解説

※1 障がいのある人	※2 障がいを理由とする差別	※3 社会的障壁
身体・知的・精神障がいその他の障がいがあり、障がいや社会的障壁により、日常生活に相当な制限を受ける人	正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人にはつけない条件をつけるなどして、障がいのある人の権利や利益を侵害すること	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念など